

るしん総合住宅ローン

令和 6年10月 1日現在

商 品 名	るしん総合住宅ローン
ご利用いただける方	・満18歳以上満65歳未満の個人の方。(但し、完済時原則として85歳以下) ただし、ご融資時の年齢や加入する団信により異なります。 ・勤務年数、給与所得者は原則1年以上、法人役員・個人事業主は通年決算2期以上の方。 (但し、医師・弁護士・公認会計士・税理士については1年以上) 借換の場合は返済実績が1年以上であること、かつ、原則直近1年間に日数延滞を含む延滞歴がないこと。 ・安定継続した収入があり、前年年収が100万円以上の方。 ・団体信用生命保険の加入が認められる方。 ・全国保証株式会社の保証が受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくてもご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせ下さい。
お 使 い み ち	・住宅・土地の購入資金、住宅の新築・増改築資金及びその肩代わり資金。 (但し、賃貸を目的とする住宅・土地は除きます)
ご融資限度額	・原則として、100万円以上2億円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・原則として50年以内
ご 融 資 利 率	①固定金利型 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(付利単位は円単位) ②変動金利型 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(付利単位は円単位) ・ご融資利率の見直しについては、毎年5月1日と11月1日の基準日に行うものとし、基準日における「当庫新短期プライムレート」を基準金利として、基準金利の変動幅と同じ幅で貸付利率を年2回変動させます。 但し、最初の貸付利率の見直しは、当初貸付日の基準金利と貸付後2回目の基準日の基準金利を比較し、その変動幅と同じ幅で貸付利率を変動させます。 ・変動金利型から固定金利型への変更はできません。 ・変動後の貸付金利に上限を定めるキャップ特約も可能です。

〈次頁へ続きます〉

融-13A

留 萌 信 用 金 庫

	③固定・変動金利選択型 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。(付利単位は円単位) ・新規借入時は固定金利(固定金利特約期間は融資期間内で「3年」、「5年」、「7年」、「10年」のいずれかを選択)とし、固定金利特約期間終了日の7営業日前までに「固定金利」または「変動金利」のどちらかを選択していただきます。 ・固定金利特約期間終了日の7営業日前までに、再度「固定金利特約型」選択へのお申し出がない場合は、自動的に「変動金利型」へ変更となります。 ・変動金利型で償還途中に固定金利型への変更は金利区分変更料をお支払いいただいたうえで可能ですが、固定金利特約期間中の変動金利型への変更は行えません。 ・固定金利特約型の新規融資利率は、融資実行時の固定金利特約期間に応じた所定の利率を適用し、再度「固定金利特約型」を選択した場合の融資利率は、前回締結した「固定・変動金利選択に関する特約書」の特約期限日の翌日時点の固定金利特約期間に応じた所定の利率を適用します。 ・変動金利型の融資利率の見直しについては、②変動金利型を適用しております。 ・お取引に応じた優待金利もございますので窓口でお問い合わせ下さい。
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等償還 (給与所得者については、ご融資額の50%以内まで6ヶ月毎の増額返済も可能です。) ・毎月元利均等方式の場合は利率に変動があった場合でも、返済額のなかの元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。 返済額の変更は5年毎に行いますが、新返済額は新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出し、旧返済額の1.25倍を上限とします。 ・毎月元金均等方式の場合は貸付利率の見直しが行われても元金返済額は契約証書に定めた返済額とします。 ・当初のご融資期間が満了しても未返済残高及び未払利息がある場合は、最終期限に一括返済していただきます。
保証人・担保	・全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 (但し、場合によっては1名以上の保証人を必要とすることがあります。) ・当金庫に対して、不動産を担保として差し入れていただくことになります。 また、担保に差し入れていただいた不動産にかけられました火災保険の保険金等の請求権に質権を設定、保険証券をお預かりさせていただきます。
手数料等	・不動産担保の登記費用及び事務手数料、保証料が必要となります。
その他	・共栄火災海上保険株式会社の債務返済支援保険に加入することも可能です。 【債務返済支援保険の概要】 ①保険金支払事由 病気や怪我により、全く就業できない状態が免責期間(30日間)を超えた場合に支払われます。 ②補填期間 1事故につき免責期間終了日の翌日から最長25ヶ月間。 ③支払われる保険金額 年間元利返済額÷12×支払事由に該当している月数 ・団体信用生命保険は、「ガン団信」、「3大疾病団信」、「就業不能・3大疾病団信」として加入することも可能です。 ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額・保証料等の試算につきましては当金庫の本支店までお気軽にお問い合わせ下さい。